

改 正 後	現 行
<p>第3 職員に関する事項</p> <p>1 職員数 (1)・(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>第4 処遇に関する事項</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 食事（基準第17条） 食事に提供は、次の点に留意して行うものとする。</p>	<p>第3 職員に関する事項</p> <p>1 職員数 (1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>経過措置（基準附則第5条）</u> 平成17年3月31日までの間は、介護職員又は看護職員の員数を、常勤換算方法で、入所者の数が4.1又はその端数を増すごとに1人以上でよいものとされている。ただし、できるだけ早期に3：1へ移行できるように努めるものとする。なお、平成12年4月1日以降に新たに開始される施設にあつては、既存の施設に対する経過措置として設けた趣旨にかんがみ、可能な限り、職員配置を3：1以上とすることが望ましい。</p> <p>また、この経過措置は、特別養護老人ホームであつて小規模生活単位型特別養護老人ホーム若しくは一部小規模生活単位型特別養護老人ホームでないもの又は一部小規模生活単位型特別養護老人ホームのユニット部分以外の部分にのみ適用されることに留意すること。</p> <p>(4) (略)</p> <p>第4 処遇に関する事項</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 食事（基準第17条） 食事に提供は、次の点に留意して行うものとする。</p>

1

<p>(1) <u>食事の提供について</u> 入所者の心身の状況・嗜好に応じて適切な栄養量及び内容とすること。 また、入所者の自立の支援に配慮し、できるだけ離床して食堂で行われるよう努めなければならないこと。</p> <p>(2) <u>調理について</u> 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行うとともに、その実施状況を明らかにしておくこと。 また、病弱者に対する献立については、必要に応じ、医師の指導を受けること。</p> <p>(3) <u>適時の食事の提供について</u> 食事時間は適切なものとし、夕食時間は午後6時以降とすることが望ましいが、早くても午後5時以降とすること。</p> <p>(4) <u>食事の提供に関する業務の委託について</u> 食事の提供に関する業務は特別養護老人ホーム自らが行うことが望ましいが、栄養管理、調理管理、材料管理、施設等管理、業務管理、衛生管理、労働衛生管理について施設自らが行う等、当該施設の施設長が業務遂行上必要な注意を果たし得るような体制と契約内容により、食事サービスの質が確保される場合には、当該施設の最終的責任の下で第三者に委託することができること。</p>	<p>(1) 入所者の心身の状況・嗜好に応じて適切な栄養量及び内容とすること。</p> <p>(2) 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行うとともに、その実施状況を明らかにしておくこと。</p> <p>(3) 病弱者に対する献立については、必要に応じ、医師の指導を受けること。</p> <p>(4) <u>調理及び配膳に当たっては、食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）別表第8の上欄に掲げる事項に留意して衛生的に行うこと。</u></p> <p>(5) <u>入所者の食事は、適切な衛生管理がなされたものでなければならないこと。</u></p> <p>(6) <u>食事時間は適切なものとし、夕食時間は午後6時以降とすることが望ましいが、早くても午後5時以降とすること。</u></p>
--	--

2

- と。
- (5) 居室関係部門と食事関係部門との連携について
食事提供については、入所者の嚥下や咀嚼の状況、食欲など心身の状態等を当該入所者の食事に的確に反映させるために、居室関係部門と食事関係部門との連絡が十分とられていることが必要であること。
- (6) 栄養食事相談
入所者に対しては適切な栄養食事相談を行う必要があること。
- (7) 食事内容の検討について
食事内容については、当該施設の医師又は栄養士（入所定員が40人を超えない特別養護老人ホームであつて、栄養士を配置していない施設においては連携を図っている他の社会福祉施設等の栄養士）を含む会議において検討が加えられなければならないこと。
- (8) 検食について
医師又は栄養士等による検食が毎食前行われ、その所見が検食簿に記載されなければならないこと。
- 6～11 (略)
- 1.2 衛生管理等
 基準第26条第1項は、特別養護老人ホームの必要最低限の衛生管理等を規定したものであるが、このほか、次の点に留意するものとする。
- (1) 調理及び配膳に伴う衛生は、食品衛生法（昭和22年法律第233号）等関係法規に準じて行われなければならない。
なお、食事の提供に使用する食器等の消毒も適正に行われなければならないこと。

- 6～11 (略)
- 1.2 衛生管理等
 基準第26条第1項は、特別養護老人ホームの必要最低限の衛生管理等を規定したものであるが、このほか、次の点に留意するものとする。

3

- (2)～(7) (略)
 1.3～1.7 (略)

第5 ユニット型特別養護老人ホーム

1 第3章の趣旨

「ユニット型」の特別養護老人ホームは、居宅に近い居住環境の下で、居宅における生活に近い日常生活の中でケアを行うこと、すなわち、生活単位と介護単位とを一致させたケアであるユニットケアを行うことに特徴があり、これまで「居住福祉型」と称してきたものを、その特徴をよりわかりやすく表す観点から改めたものである。

こうしたユニット型特別養護老人ホームのケアは、これまでの特別養護老人ホームのケアと大きく異なることから、その基本方針並びに設備及び運営に関する基準については、第2章ではなく、第3章に定めるところによるものである。なお、人員に関する基準については、基準第12条に定めるところによるので、留意すること。

2 基本方針

基準第33条（基本方針）は、ユニット型特別養護老人ホームがユニットケアを行うものであることを規定したものである。

その具体的な内容に関しては、基準第36条以下に、サービスの取扱方針、介護、食事など、それぞれについて明らかにしている。

3 運営規程（基準第34条）

- (1) (略)
 (2) 第1の6の(1)及び(3)から(5)までは、ユニット型特別養護老人ホームについて準用する。この場合におい

- (1)～(6) (略)
 1.3～1.7 (略)

第5 小規模生活単位型特別養護老人ホーム

1 第3章の趣旨

「小規模生活単位型」の特別養護老人ホームは、居宅に近い居住環境の下で、居宅における生活に近い日常生活の中でケアを行うこと、すなわち、生活単位と介護単位とを一致させたケアであるユニットケアを行うことに特徴があり、これまで「居住福祉型」と称してきたものを、その特徴をよりわかりやすく表す観点から改めたものである。

こうした小規模生活単位型特別養護老人ホームのケアは、これまでの特別養護老人ホームのケアと大きく異なることから、その基本方針並びに設備及び運営に関する基準については、第2章ではなく、第3章に定めるところによるものである。なお、人員に関する基準については、基準第12条に定めるところによるので、留意すること。

2 基本方針

基準第33条（基本方針）は、小規模生活単位型特別養護老人ホームがユニットケアを行うものであることを規定したものである。

その具体的な内容に関しては、基準第36条以下に、サービスの取扱方針、介護、食事など、それぞれについて明らかにしている。

3 運営規程（基準第34条）

- (1) (略)
 (2) 第1の6の(1)及び(3)から(5)までは、小規模生活単位型特別養護老人ホームについて準用する。この場合

て、第1の6中「第7条」とあるのは「第34条」と、「同条第1号から第7号まで」とあるのは「同条第1号から第8号まで」と、同(3)中「第5号」とあるのは「第6号」と、同(4)中「第6号」とあるのは「第7号」と、同(5)中「第7号」とあるのは「第8号」と読み替えるものとする。

4 設備の基準（基準第35条）

(1) ユニットケアを行うためには、入居者の自律的な生活を保障する居室（使い慣れた家具等を持ち込むことのできる個室）と、少人数の家庭的な雰囲気の中で生活できる共同生活室（居宅での居間に相当する部屋）が不可欠であることから、ユニット型特別養護老人ホームは、施設全体を、こうした居室と共同生活室によって一体的に構成される場所（ユニット）を単位として構成し、運営しなければならない。

(2)～(4) (略)

(5) 居室（第1号イ）

①・② (略)

③ ユニットの入居定員

ユニット型特別養護老人ホームは、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するものであることから、一のユニットの入居定員は、10人以下とすることを原則とする。

ただし、敷地や建物の構造上の制約など特別の事情によりやむを得ない場合であって、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するのに支障がないと認められる場合には、入居定員が10人を超えるユ

において、第1の6中「第7条」とあるのは「第34条」と、「同条第1号から第7号まで」とあるのは「同条第1号から第8号まで」と、同(3)中「第5号」とあるのは「第6号」と、同(4)中「第6号」とあるのは「第7号」と、同(5)中「第7号」とあるのは「第8号」と読み替えるものとする。

4 設備の基準（基準第35条）

(1) ユニットケアを行うためには、入居者の自律的な生活を保障する居室（使い慣れた家具等を持ち込むことのできる個室）と、少人数の家庭的な雰囲気の中で生活できる共同生活室（居宅での居間に相当する部屋）が不可欠であることから、小規模生活単位型特別養護老人ホームは、施設全体を、こうした居室と共同生活室によって一体的に構成される場所（ユニット）を単位として構成し、運営しなければならない。

(2)～(4) (略)

(5) 居室（第1号イ）

①・② (略)

③ ユニットの入居定員

小規模生活単位型特別養護老人ホームは、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するものであることから、一のユニットの入居定員は、10人以下とすることを原則とする。

ただし、敷地や建物の構造上の制約など特別の事情によりやむを得ない場合であって、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するのに支障がないと認められる場合には、入居定員が10人を超えるユ

5

ニットも認める。なお、この場合にあって、次の2つの要件を満たさなければならない。

(7)・(イ) (略)

④ (略)

⑤ 居室の床面積等

ユニット型特別養護老人ホームでは、居宅に近い居住環境の下で、居宅における生活に近い日常生活の中でケアを行うため、入居者は長年使い慣れた単筈などの家具を持ち込むことを想定しており、居室は次のいずれかに分類される。

イ ユニット型個室

床面積は、13.2平方メートル以上（居室内に洗面設備が設けられているときはその面積を含み、居室内に便所が設けられているときはその面積を除く。）を標準とするとともに、身の回りの品を保管することができる設備は、必要に応じて備えれば足りることとする。

ここで「標準とする」とは、13.2平方メートル以上とすることが原則であるが、平成15年4月1日に現に存する特別養護老人ホームが、その建物を同日以降平成17年9月30日までに改修してユニットを造る場合に、現にある建物の構造や敷地上の制約など特別の事情によって当該面積を確保することが困難であると認められるときには、上記の趣旨を損なわない範囲で、13.2平方メートル未満であっても差し支えないという趣旨である。

なお、平成15年4月1日に現に存する特別養護老人ホームが同日において現に有しているユニッ

ニットも認める。なお、この場合にあって、次の2つの要件を満たさなければならない。

(7)・(イ) (略)

④ (略)

⑤ 居室の床面積

小規模生活単位型特別養護老人ホームでは、居宅に近い居住環境の下で、居宅における生活に近い日常生活の中でケアを行うため、入居者は長年使い慣れた単筈などの家具を持ち込むことを想定している。

このため、一の居室の床面積は、13.2平方メートル以上（居室内に洗面設備が設けられているときはその面積を含み、居室内に便所が設けられているときはその面積を除く。）を標準とするとともに、身の回りの品を保管することができる設備は、必要に応じて備えれば足りることとしている。

ここで「標準とする」とは、13.2平方メートル以上とすることが原則であるが、平成15年4月1日に現に存する特別養護老人ホームが、その建物を同日以降に改修してユニットを造る場合に、現にある建物の構造や敷地上の制約など特別の事情によって当該面積を確保することが困難であると認められるときには、上記の趣旨を損なわない範囲で、13.2平方メートル未満であっても差し支えないという趣旨である。

なお、平成15年4月1日に現に存する特別養護老人ホームが同日において現に有しているユニット（同日以降に改築されたものを除く。）にあって

6

ト（同日以降に改築されたものを除く。）にあっては、10.65平方メートル以上であれば足りるものとする。

また、入居者へのサービス提供上必要と認められる場合に2人部屋とするときは21.3平方メートル以上を標準としていることについても、上記と同様の趣旨である。

ロ ユニット型準個室

ユニットに属さない居室を改修してユニットを造る場合であり、床面積は、10.65平方メートル以上（居室内に洗面設備が設けられているときはその面積を含み、居室内に便所が設けられているときはその面積を除く。）とするとともに、身の回りの品を保管することができる設備は、必要に応じて備えれば足りることとする。この場合にあっては、入居者同士の視線が遮断され、入居者のプライバシーが十分に確保されていれば、天井と壁との間に一定の隙間が生じていても差し支えない。

壁については、家具等のように可動のもので室内を区分しただけのものは認められず、可動でないものであって、プライバシーの確保のために適切な素材であることが必要である。

居室であるためには、一定程度以上の大きさの窓が必要であることから、多床室を仕切って窓のない居室を設けたとしても準個室としては認められない。

また、居室への入口が、複数の居室で共同であったり、カーテンなどで仕切られているに過ぎないよ

は、10.65平方メートル以上であれば足りるものとする。

また、入居者へのサービス提供上必要と認められる場合に2人部屋とするときは21.3平方メートル以上を標準としていることについても、上記と同様の趣旨である。

7

うな場合には、十分なプライバシーが確保されているとはいえ、準個室としては認められないものである。

入居者へのサービス提供上必要と認められる場合に2人部屋とするときは21.3平方メートル以上を標準としていることについては、21.3平方メートル以上とすることが原則であるが、平成15年4月1日に現に存する特別養護老人ホームが、その建物を同日以降に改修してユニットを造る場合に、現にある建物の構造や敷地上の制約など特別の事情によって当該面積を確保することが困難であると認められるときには、上記の趣旨を損なわない範囲で、21.3平方メートル未満であっても差し支えないという趣旨である。

なお、ユニットに属さない居室を改修してユニットを造る場合に、居室がイの要件を満たしていれば、ユニット型個室に分類される。

(6)～(9) (略)

(10) 廊下（第5項第1号）

ユニット型特別養護老人ホームにあっては、多数の入居者や職員が日常的に一度に移動することはないことから、廊下の幅の一律の規制を緩和する。

ここでいう「廊下の一部の幅を拡張することにより、入居者、職員等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合」とは、アルコーブを設けることなどにより、入居者、職員等がすれ違う際にも支障が生じない場合を想定している。

このほか、ユニット型特別養護老人ホームの廊下の幅については、第2の2の(4)を準用する。この場合に

(6)～(9) (略)

(10) 廊下（第5項第1号）

小規模生活単位型特別養護老人ホームにあっては、多数の入居者や職員が日常的に一度に移動することはないことから、廊下の幅の一律の規制を緩和する。

ここでいう「廊下の一部の幅を拡張することにより、入居者、職員等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合」とは、アルコーブを設けることなどにより、入居者、職員等がすれ違う際にも支障が生じない場合を想定している。

このほか、小規模生活単位型特別養護老人ホームの廊下の幅については、第2の2の(4)を準用する。この

8

において、第2の2の(4)中「静養室」とあるのは「共同生活室」と読み替えるものとする。

- (11) ユニット型特別養護老人ホームの設備については、上記の(1)から(10)までによるほか、第2の2の規定(4)及び(12)を除く。)を準用する。この場合において、第2の2の(1)中「静養室、食堂、浴室及び機能訓練室」とあるのは「共同生活室及び浴室」と、同(9)中「静養室、食堂」とあるのは「共同生活室」と、同(10)中「食堂及び機能訓練室」とあるのは「及び共同生活室」と読み替えるものとする。

5 (略)

6 介護

- (1)～(3) (略)

- (4) ユニット型特別養護老人ホームにおける介護については、上記の(1)から(3)までによるほか、第4の4の(3)から(6)までを準用する。この場合において、第4の4の(6)中「同条第6項」とあるのは「第37条第7項」と読み替えるものとする。

7 食事

- (1)・(2) (略)

- (3) ユニット型特別養護老人ホームにおける食事については、上記の(1)及び(2)によるほか、第4の5の(1)から(8)までを準用する。

8 社会生活上の便宜の提供等

- (1) (略)

- (2) ユニット型特別養護老人ホームの居室は、家族や友人が来訪・宿泊して入居者と交流するのに適した個室であることから、これらの者ができる限り気軽に来訪・宿泊することができるよう配慮しなければならない。

場合において、第2の2の(4)中「静養室」とあるのは「共同生活室」と読み替えるものとする。

- (11) 小規模生活単位型特別養護老人ホームの設備については、上記の(1)から(10)までによるほか、第2の2の規定(4)及び(12)を除く。)を準用する。この場合において、第2の2の(1)中「静養室、食堂、浴室及び機能訓練室」とあるのは「共同生活室及び浴室」と、同(9)中「静養室、食堂」とあるのは「共同生活室」と、同(10)中「食堂及び機能訓練室」とあるのは「及び共同生活室」と読み替えるものとする。

5 (略)

6 介護

- (1)～(3) (略)

- (4) 小規模生活単位型特別養護老人ホームにおける介護については、上記の(1)から(3)までによるほか、第4の4の(3)から(6)までを準用する。この場合において、第4の4の(6)中「同条第6項」とあるのは「第37条第7項」と読み替えるものとする。

7 食事

- (1)・(2) (略)

- (3) 小規模生活単位型特別養護老人ホームにおける食事については、上記の(1)及び(2)によるほか、第4の5の(1)から(5)までを準用する。

8 社会生活上の便宜の提供等

- (1) (略)

- (2) 小規模生活単位型特別養護老人ホームの居室は、家族や友人が来訪・宿泊して入居者と交流するのに適した個室であることから、これらの者ができる限り気軽に来訪・宿泊することができるよう配慮しなければならない。

9

い。

- (3) ユニット型特別養護老人ホームにおける社会生活上の便宜の提供等については、上記の(1)及び(2)によるほか、第4の7の(2)から(4)までを準用する。この場合において、第4の7の(2)中「同条第2項」とあるのは「第39条第2項」と、同(3)中「同条第3項」とあるのは「第39条第3項」と、同(4)中「同条第4項」とあるのは「第39条第4項」と読み替えるものとする。

9 勤務体制の確保等

- (1) (略)

- (2) ユニット型特別養護老人ホームにおける介護職員等の勤務体制については、次の配置を行うことが望ましい。

- ①・② (略)

- (3) ユニット型特別養護老人ホームにおける勤務体制の確保等については、上記の(1)及び(2)によるほか、第4の11を準用する。この場合において、第4の11中「第24条」とあるのは「第40条」と、同(3)中「同条第2項」とあるのは「同条第3項」と、同(4)中「同条第3項」とあるのは「同条第4項」と読み替えるものとする。

10 準用

基準第42条の規定により、第3条から第6条まで、第8条から第10条まで、第12条の2から第14条まで、第18条、第20条から第23条まで、第26条から第31条までの規定は、ユニット型特別養護老人ホームについて準用されるものであるため、第1の2から5まで及び7から9まで、第2の1、並びに第

らない。

- (3) 小規模生活単位型特別養護老人ホームにおける社会生活上の便宜の提供等については、上記の(1)及び(2)によるほか、第4の7の(2)から(4)までを準用する。この場合において、第4の7の(2)中「同条第2項」とあるのは「第39条第2項」と、同(3)中「同条第3項」とあるのは「第39条第3項」と、同(4)中「同条第4項」とあるのは「第39条第4項」と読み替えるものとする。

9 勤務体制の確保等

- (1) (略)

- (2) 小規模生活単位型特別養護老人ホームにおける介護職員等の勤務体制については、次の配置を行うことが望ましい。

- ①・② (略)

- (4) 小規模生活単位型特別養護老人ホームにおける勤務体制の確保等については、上記の(1)及び(2)によるほか、第4の11を準用する。この場合において、第4の11中「第24条」とあるのは「第40条」と、同(3)中「同条第2項」とあるのは「同条第3項」と、同(4)中「同条第3項」とあるのは「同条第4項」と読み替えるものとする。

10 準用

基準第42条の規定により、第3条から第6条まで、第8条から第10条まで、第12条の2から第14条まで、第18条、第20条から第23条まで、第26条から第31条までの規定は、小規模生活単位型特別養護老人ホームについて準用されるものであるため、第1の2から5まで及び7から9まで、第2の1、並

10

4の1、2(2)を除く。)、6、8から10まで及び12から17までを参照すること。

第6 一部ユニット型特別養護老人ホーム

1 第4章の趣旨

平成15年4月1日に現に存する特別養護老人ホーム(建築中のものを含む。)が、その建物を同日以降に改修、改築又は増築して施設の一部にユニットを造り、ユニットケアを行う場合、また、同日において現に存する特別養護老人ホーム(建築中のものを含む。)が同日において現に有している(建築中のものを含む。)ユニットで施設の一部においてユニットケアを行う場合は、これを一部ユニット型特別養護老人ホームとし、その基本方針並びに設備及び運営に関する基準については、第2章ではなく、第4章に定めるところによるものである。なお、人員に関する基準については、基準第12条に定めるところによるので、留意すること。

2 基本方針

基準第44条は、一部ユニット型特別養護老人ホームの基本方針は、ユニット部分にあつてはユニット型特別養護老人ホームの基本方針(基準第33条)に、また、それ以外の部分にあつては特別養護老人ホームの基本方針(基準第2条)に定めるところによることを規定したものである。

これを受けて、設備、サービスの取扱方針、介護、食事、社会生活上の便宜の提供等、勤務体制の確保等及び定員の遵守について、基準第46条から第52条までに、ユニット部分の基準とそれ以外の部分の基準を規定している。

3・4 (略)

びに第4の1、2(2)を除く。)、6、8から10まで及び12から17までを参照すること。

第6 一部小規模生活単位型特別養護老人ホーム

1 第4章の趣旨

平成15年4月1日に現に存する特別養護老人ホーム(建築中のものを含む。)が、その建物を同日以降に改修、改築又は増築して施設の一部にユニットを造り、ユニットケアを行う場合、また、同日において現に存する特別養護老人ホーム(建築中のものを含む。)が同日において現に有している(建築中のものを含む。)ユニットで施設の一部においてユニットケアを行う場合は、これを一部小規模生活単位型特別養護老人ホームとし、その基本方針並びに設備及び運営に関する基準については、第2章ではなく、第4章に定めるところによるものである。なお、人員に関する基準については、基準第12条に定めるところによるので、留意すること。

2 基本方針

基準第44条は、一部小規模生活単位型特別養護老人ホームの基本方針は、ユニット部分にあつては小規模生活単位型特別養護老人ホームの基本方針(基準第33条)に、また、それ以外の部分にあつては特別養護老人ホームの基本方針(基準第2条)に定めるところによることを規定したものである。

これを受けて、設備、サービスの取扱方針、介護、食事、社会生活上の便宜の提供等、勤務体制の確保等及び定員の遵守について、基準第46条から第52条までに、ユニット部分の基準とそれ以外の部分の基準を規定している。

3・4 (略)

11

5 一部ユニット型特別養護老人ホームのユニット部分については第5に、また、それ以外の部分については第1から第4までに、それぞれ定めるところによる。

5 一部小規模生活単位型特別養護老人ホームのユニット部分については第5に、また、それ以外の部分については第1から第4までに、それぞれ定めるところによる。

○ 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス及び居宅療養管理指導に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成12年老企第36号) (傍線の部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>第一 (略)</p> <p>第二</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6 居宅療養管理指導費</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 管理栄養士の居宅療養管理指導について</p> <p>① 管理栄養士の行う居宅療養管理指導については、医師が当該利用者に厚生労働大臣が別に定める特別食を提供する必要性を認めた場合であって、当該医師の食事せんに基づき、管理栄養士が利用者の居宅を訪問し、患者の生活条件、嗜好等を勘案した食品構成に基づく食事計画案又は具体的な献立を示した栄養食事指導せんを患者又はその家族等に対して交付するとともに、当該指導せんに従った調理を介して実技を伴う指導を30分以上行った場合に算定する。</p> <p>なお、請求明細書の摘要欄に訪問日を記載する。</p> <p>②～③ (略)</p> <p>④ 心臓疾患等の患者に対する減塩食、十二指腸潰瘍の患者に対する潰瘍食、侵襲の大きな消化管手術後の患者に対する潰瘍食、クローン病及び潰瘍性大腸炎等により腸管の機能が低下している患者に対する低残渣食並びに高度肥満症(肥満度が+40%以上又はBMIが30以上)の患者に対する治療食を含む。なお、高血圧の患者に対する減塩食(塩分の総量が7.0グラム以下のものに限る。)及び嚥下困難者(そのために摂食不良となった者も含む。)のための流動食は、<u>短期入所生活介護、短期入所療養介護、介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス及び介護療養施設サービスの療養食加算の場合と異なり、居宅療養管理指導の対象となる特別食に含まれる。</u></p> <p>⑤ (略)</p> <p>(4)～(5) (略)</p> <p>7 通所介護費</p>	<p>第一 (略)</p> <p>第二</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6 居宅療養管理指導費</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 管理栄養士の居宅療養管理指導について</p> <p>① 管理栄養士の行う居宅療養管理指導については、医師が当該利用者に厚生労働大臣が別に定める特別食を提供する必要性を認めた場合であって、当該医師の食事せんに基づき、管理栄養士が利用者の居宅を訪問し、患者の生活条件、嗜好等を勘案した食品構成に基づく食事計画案又は具体的な献立を示した栄養食事指導せんを患者又はその家族等に対して交付するとともに、当該指導せんに従った調理を介して実技を伴う指導を30分以上行った場合に算定する。</p> <p>なお、請求明細書の摘要欄に訪問日を記載する。</p> <p>②～③ (略)</p> <p>④ 心臓疾患等の患者に対する減塩食、十二指腸潰瘍の患者に対する潰瘍食、侵襲の大きな消化管手術後の患者に対する潰瘍食、クローン病及び潰瘍性大腸炎等により腸管の機能が低下している患者に対する低残渣食並びに高度肥満症(肥満度が+40%以上又はBMIが30以上)の患者に対する治療食を含む。なお、高血圧の患者に対する減塩食(塩分の総量が7.0グラム以下のものに限る。)及び嚥下困難者(そのために摂食不良となった者も含む。)のための流動食は、<u>基本食事サービス費の特別食加算の場合と異なり、居宅療養管理指導の対象となる特別食に含まれる。</u></p> <p>⑤ (略)</p> <p>(4)～(5) (略)</p> <p>7 通所介護費</p>

- 1 -

<p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7)～(9) (略)</p> <p>8 通所リハビリテーション費</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4)～(8) (略)</p> <p>9 (略)</p> <p>第三 居宅介護支援費に関する事項</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6 居宅介護支援の業務が適切に行われない場合</p>	<p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 食事提供加算の取扱い</p> <p><u>注4の「食事の提供を行う体制を確保している」とは、事業所内(同一の建物内に他の事業所がある場合のほか、同一敷地内、隣接又は近接する敷地に他の事業所がある場合を含む。)に厨房設備等食事を提供するために必要な設備を備えるとともに、調理を行うために必要な職員を配置しているものをいうこと。ただし、食事の提供に関する業務は当該事業所の最終的責任の下で第三者に委託することは差し支えないこと。なお、事業所外で調理されたものを提供する場合には、クックチル、クックフリーズ又は真空調理(真空パック)法により料理を行う過程において急速冷凍したものを再度加熱して提供するものに限り加算の対象となるものであること。したがって、単に、出前等により食事の提供を行う場合、出前等による食事を温め直して提供を行う場合、主食のみを事業所内で調理し、それ以外のものについては出前等により提供を行う場合には、加算の対象とはならないこと。</u></p> <p><u>また、当該加算は食事を提供する体制に係る加算であるので、1日の通所サービスで2回の食事を提供した場合にも、加算は1日につき1回算定される。</u></p> <p><u>また、食事の提供を行う体制を確保している場合であっても、通所介護計画書、食事の提供を受けないこととされている利用者については、加算の対象とならないものであること。これに対して、通所介護計画書、食事の提供が位置付けられている場合に、利用者側の事情により、食事を摂取しなかった場合については、加算を算定して差し支えないこと。</u></p> <p>(8)～(10) (略)</p> <p>8 通所リハビリテーション費</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 食事提供加算の取扱い</p> <p><u>通所介護と同様であるので7(7)を参照されたい。</u></p> <p>(5)～(9) (略)</p> <p>9 (略)</p> <p>第三 居宅介護支援費に関する事項</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6 居宅介護支援の業務が適切に行われない場合</p>
---	--

注2の「別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合については、厚生労働大臣が定める基準（平成12年厚生省告示第25号）第五号において「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）第13条第7号、第9号から第11号まで、第13号及び第14号（これらの規定を同条第15号において準用する場合を含む。）に定める規定を遵守していること。」としたところであるが、

より具体的には次のいずれかに該当する場合に減算される。
これは適正なサービスの提供を確保するためのものであり、運営基準に係る規定を遵守するよう努めるものとする。都道府県知事は、当該規定を遵守しない事業所に対しては、遵守するよう指導すること。当該指導に従わない場合には、特別な事情がある場合を除き、指定の取消しを検討するものとする。

(1)～(3) (略)

7 (略)

注2の「別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合については、厚生労働大臣が定める基準（平成12年厚生省告示第25号）第四号において「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）第13条第7号、第9号から第11号まで、第13号及び第14号（これらの規定を同条第15号において準用する場合を含む。）に定める規定を遵守していること。」としたところであるが、

より具体的には次のいずれかに該当する場合に減算される。
これは適正なサービスの提供を確保するためのものであり、運営基準に係る規定を遵守するよう努めるものとする。都道府県知事は、当該規定を遵守しない事業所に対しては、遵守するよう指導すること。当該指導に従わない場合には、特別な事情がある場合を除き、指定の取消しを検討するものとする。

(1)～(3) (略)

7 (略)